

「販売代理店届出制度」による東北管内の届出事業者数

令和5年2月2日

総務省では、電気通信事業において利用者利益の保護を図るため、利用者に最も身近な窓口である販売代理店を対象として、業務を開始する前に事前の届出義務を課しています。

具体的には、携帯電話サービス、インターネットサービス等の電気通信サービスに係る契約締結の媒介等の業務を行う代理店が対象となります。東北総合通信局に届出のあった販売代理店（個人、法人含みます）は令和5年2月2日現在で、5,008者となっており、5,000者を超えました。

「販売代理店届出制度」については、以下をご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html

連絡先

東北総合通信局

電気通信事業課

TEL: 022-221-0630